

水質汚濁防止法に基づく公共用水域及び地下水の 水質測定計画策定の手続き見直しについて

1 法的位置付け

公共用水域及び地下水の測定計画については、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき、知事が、毎年、国の地方行政機関の長と協議して、測定すべき事項、測定の地点及びその方法等について、作成することとなっており、同法第 21 条には、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については、審議会が知事の諮問に応じ調査審議し、知事に意見を述べるができるものとされている。

2 現在の状況

同計画については、例年、地点毎の測定回数の変更などの軽微な内容であることから、環境審議会での同日の諮問・答申の手続きを経て、決定してきたところである。

なお、同計画の専門的・技術的議論については、環境審議会の下におかれている公共用水域・地下水の水質汚染事案対策専門部会で事前に行っている。

3 見直しの理由

同計画の策定については、定型的な手続きとなっており、公共用水域・地下水の水質汚染事案対策専門部会において専門的・技術的議論を行っていることを踏まえ、見直しを行いたい。

4 見直しの案

同計画策定の手続きについては、環境審議会への諮問・答申はせず、公共用水域・地下水の水質汚染事案対策専門部会での審議・承認をもって決定することとする。

なお、環境審議会への同計画の報告は行わないが、公共用水域及び地下水の測定結果については、従前どおり環境審議会へ報告することとする。